様式第26号（第27条関係）

第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

都留市長　　　　　　　印

景観まちづくり活動団体認定取消通知書

都留市景観条例第28条第5項の規定により、景観まちづくり活動団体の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 認定年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 認定番号 | 第　　　　　号 |
| 取消年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 取消理由 |  |

教示

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。